

平成27年度介護保険制度改正に伴う

介護予防・日常生活支援総合事業各種サービスの概要



本物力こそ桑名力

桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課

1. 平成27年度制度改正のポイント
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要
4. 桑名市の介護予防・日常生活支援総合事業
サービス、市町村特別給付について
5. 介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)への移行について
6. 地域生活応援会議

制度改革のポイント

介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29年度）
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- ★ 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見通し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

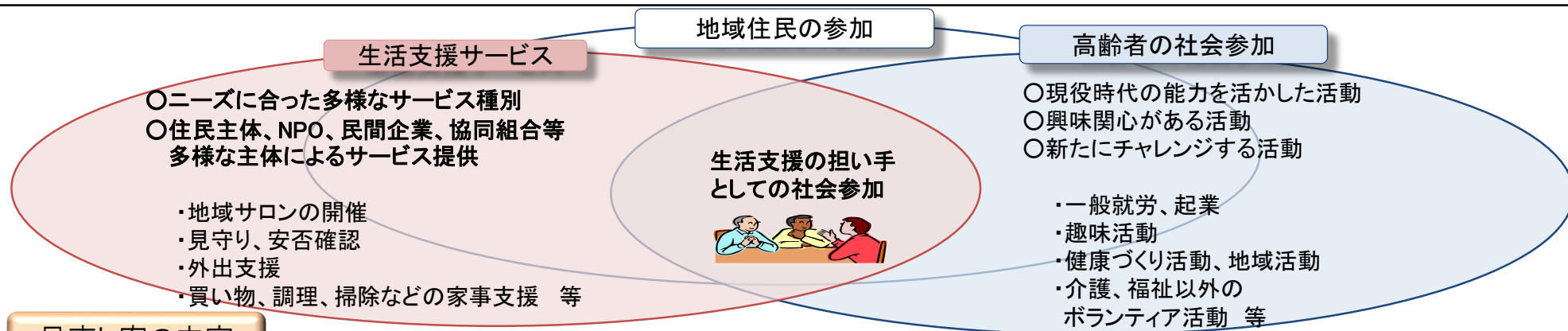
重点化・効率化

- ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
 - ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
 - ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ
- ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
 - ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
 - ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
 - ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加促進に向けた予防給付の見直し

見直しの背景・目的

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。



見直し案の内容

- 【現状】**
全国一律のサービス内容、基準、単価等の予防給付(訪問介護・通所介護・訪問看護等)
- 【見直し後】**
- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業(※)へ移行(29年度末まで)。
(※)市町村が、介護保険財源を用いて取り組む事業(財源構成は給付と同じ)。
 - 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。
(※)住民主体のサービスの拡充等を推進することで、費用の効率化。

【見直しのイメージ】

(訪問型サービス)

訪問介護

既存の訪問介護事業所による
身体介護・生活援助の訪問介護
NPO、民間事業者等による掃除・
洗濯等の生活支援サービス
住民ボランティアによるゴミ出し等
の生活支援サービス

(通所型サービス)

通所介護

既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護
NPO、民間事業者等によるミニデイサービス
コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場
リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室

介護予防の推進

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に**高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。**

※「生活機能」・・・ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練などの**高齢者本人へのアプローチだけではなく**、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、**高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し**、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

市
地域包括支援センター
市社会福祉協議会
等

(専門職等)

「見える化」
・創出

専門職が専門的な
サービスの提供に
集中する

短期集中予防サービス
(専門職)

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

訪問介護
(専門職)

通所介護
(専門職)

「サポーター」(地域住民)



民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ等

生活機能の向上
(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を
『卒業』して地域活動に
『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」(地域住民)



高齢者サポーター、健康推進員、
地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ等

市
地域包括支援センター
市社会福祉協議会
等

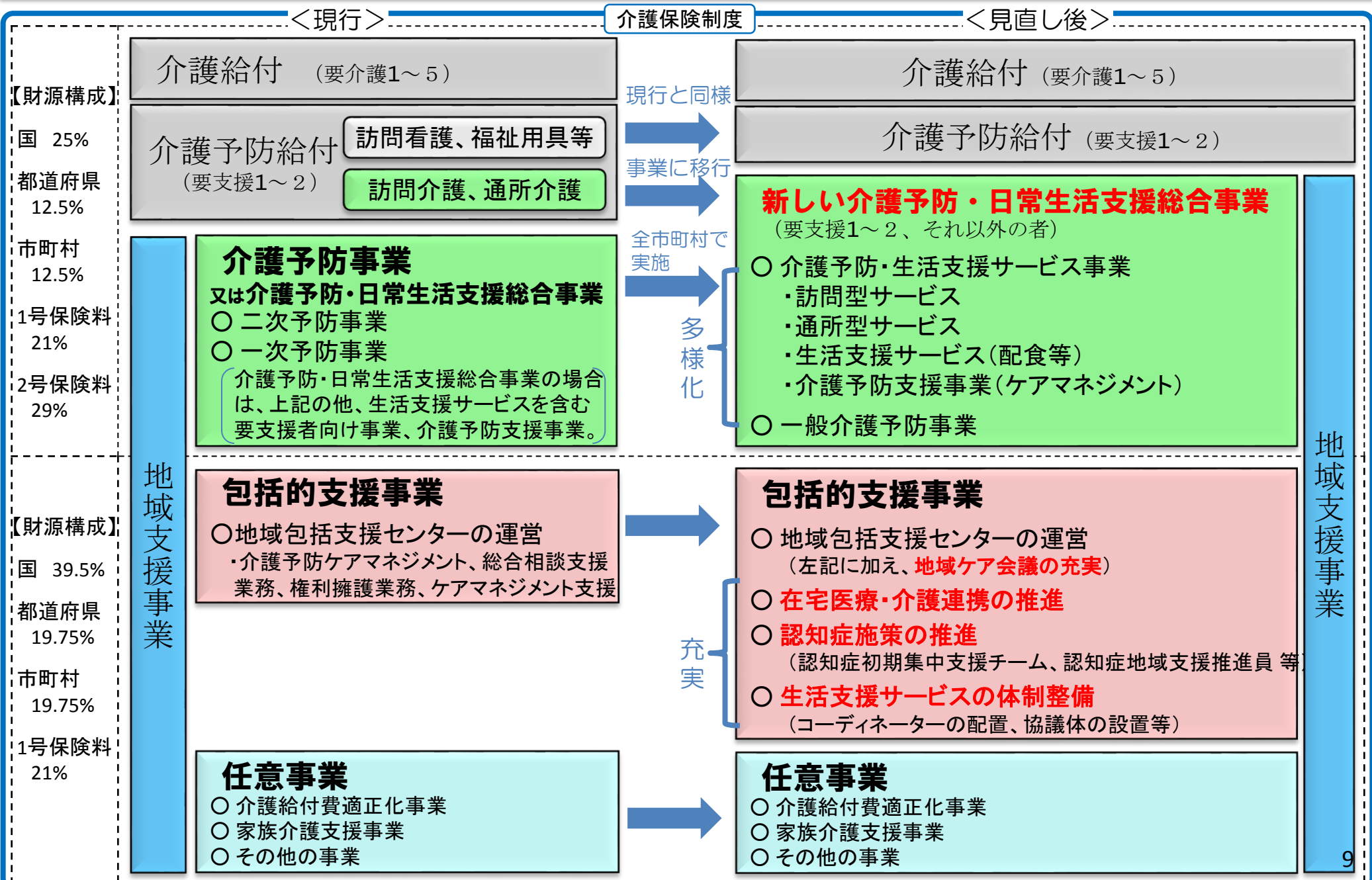
(専門職等)

「見える化」
・創出

通所

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

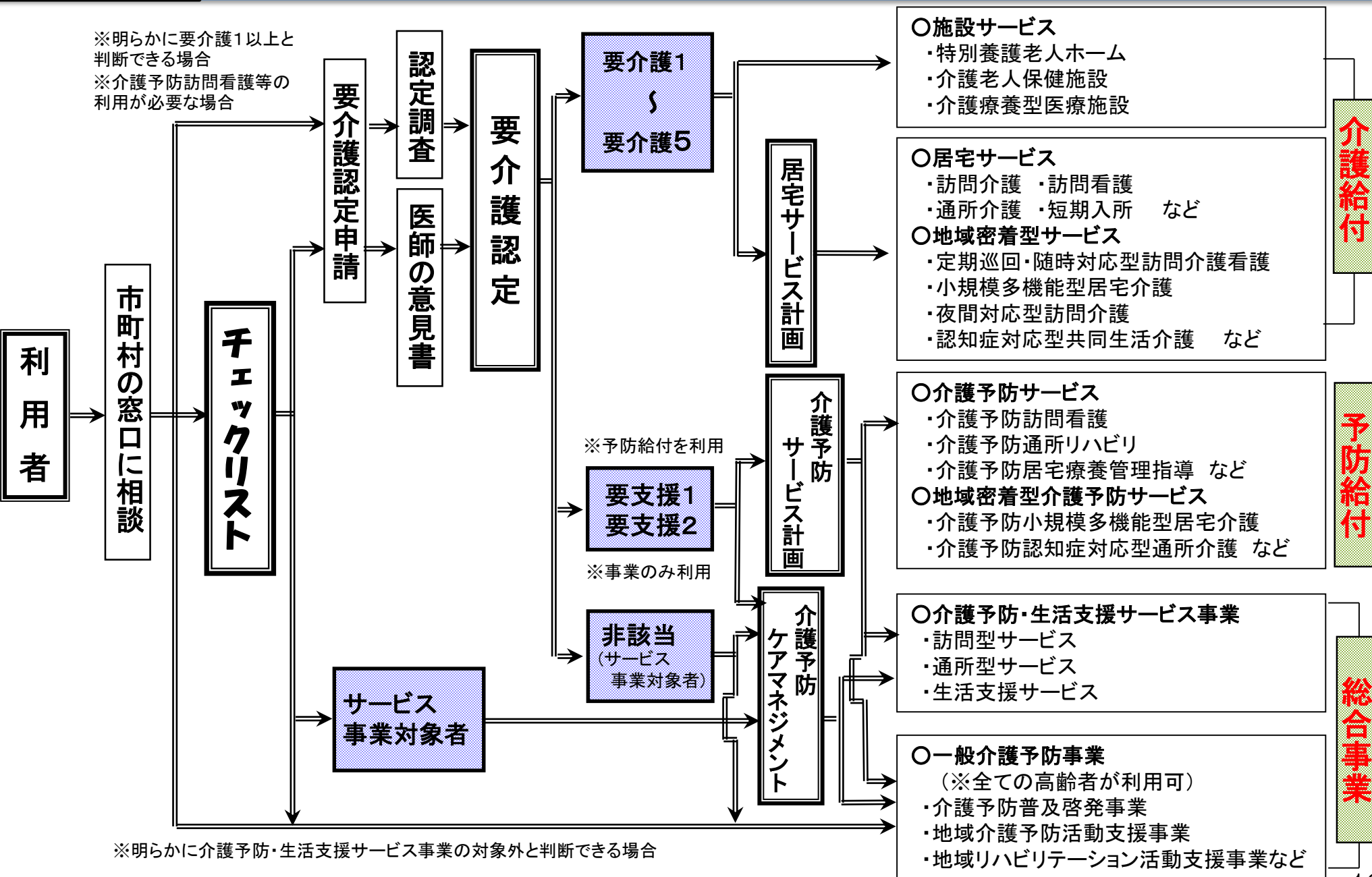
【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



地域支援事業

【参考】介護サービスの利用の手続き

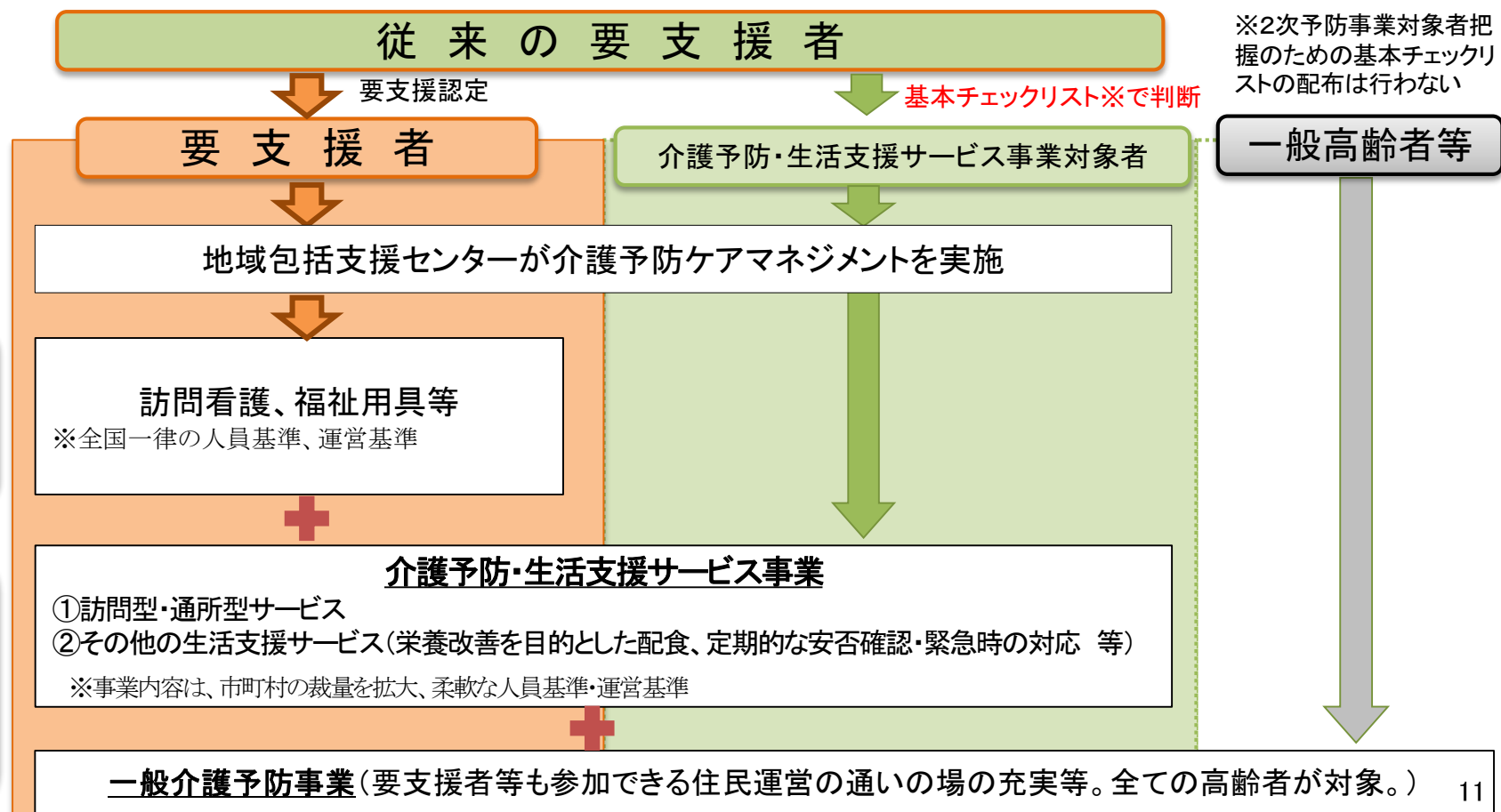
※明らかに要介護1以上と
判断できる場合
※介護予防訪問看護等の
利用が必要な場合



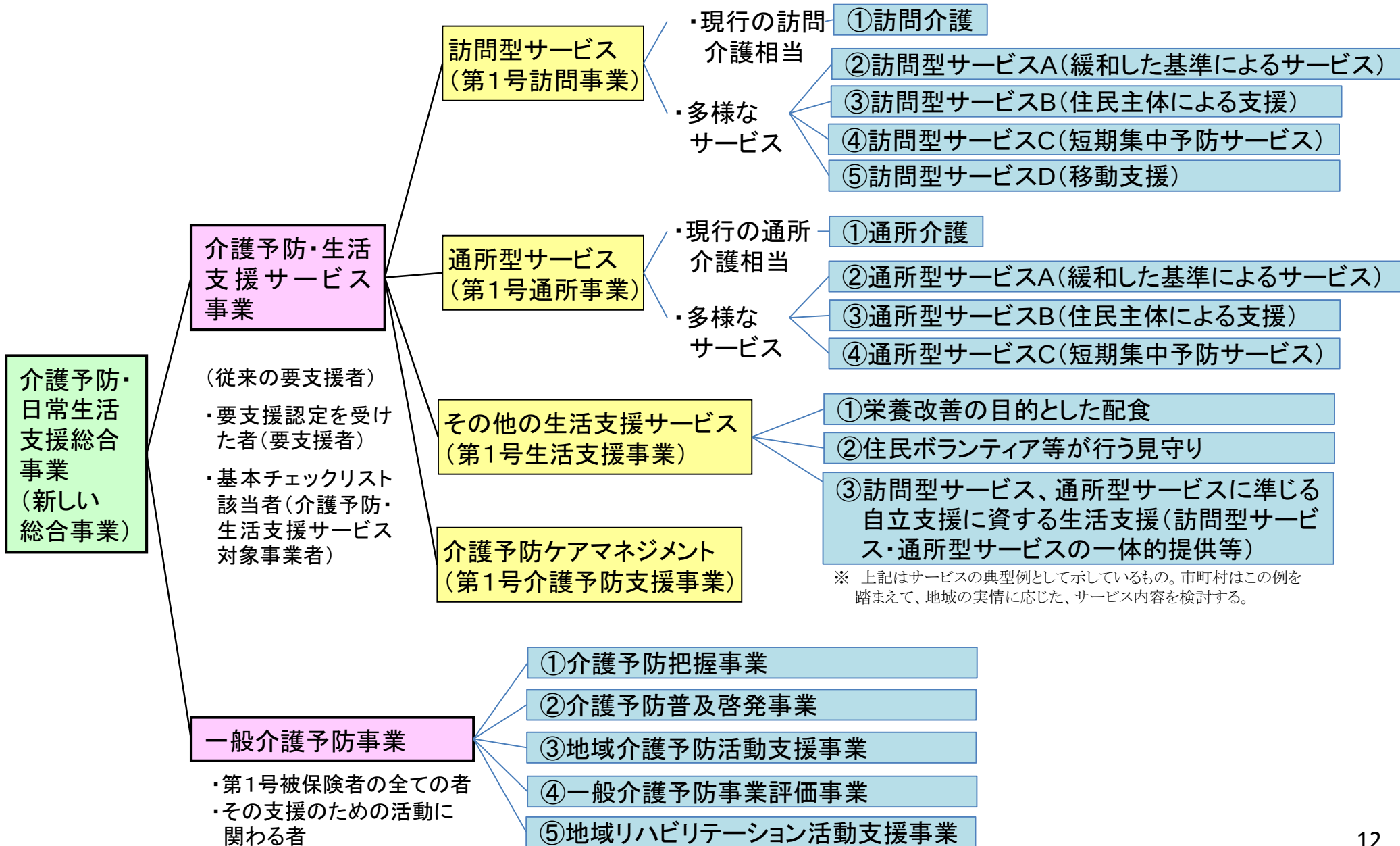
【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に（基本チェックリストで判断）。

※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



総合事業でのサービス利用可能性(対象者別の各サービスの利用可能性)

			要介護 認定者	現在の要支援者		非該当者 (一般高齢者)	備考
				要支援認定者	事業対象者		
支援提供の手続き			ケアマネ ジメント	地域包括支援センター等でケアマネジメント		市等が事業を周知等。 利用者を登録・管理。	
介護予防・生活支援サービス事業	通所	デイサービス	(○) (介護給付)	○	○	×	
		緩和した基準によるサービス (ミニデイサービス等)	×	○	○	×	
		住民主体の支援(通いの場)	(○)※1	○	○	(○)※1	※2
		保健師、リハビリ専門職等が 行う短期集中予防サービス	×	○	○	×	
	訪問	訪問介護員による身体介護・ 生活援助	(○) (介護給付)	○	○	×	
		緩和した基準によるサービス (掃除、調理など)	×	○	○	×	
		住民主体の支援	×	○	○	× ※3	
		移動支援	×	○	○	× ※3	
	生活 支	配食	× ※4	○	○	× ※4	
		見守り	× ※4	○	○	× ※4	
一般介護予防事業			○	○	○	○	※5

※1 要支援者等が中心となっていれば利用可能。また、一般介護予防事業で行う場合も利用可能。

※2 障害者や子どもなども加わることができる。(共生型)

※3 一般高齢者、障害者、子ども等が利用者の一部に含まれていても、要支援者等の利用に着目して、間接経費(光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等)を補助することは可能。

※4 地域支援事業の任意事業等により実施可能。

※5 一般介護予防事業(通いの場関係)には、障害者や子どもなども加わることができる。(共生型)

(注) 要介護者や非該当者も、見守り、ゴミ出し、移動支援等について、インフォーマルサービスとして行われているものは利用可能。

桑 名 市

介護予防・日常生活支援総合事業サービス、
市町村特別給付について

介護予防・生活支援サービス事業の構成

国の示すサービス種類	市の事業名(案)	事業概要(案)
訪問介護	訪問介護	・ 現行の介護予防訪問介護と同様 ・ 現行のサービスを提供する事業所みなし指定（３年間） ・ 利用者負担：１割
訪問型サービスB (住民主体による支援)	えぷろんサービス	・ 掃除、洗濯、買い物等の日常生活支援 ・ シルバー人材センターに委託 ・ 利用者負担：３割＋実費
	おいしく食べよう訪問	・ 訪問による「食事相談」、「献立相談」、「体重測定」等の提供 ・ 食生活改善推進協議会に委託 ・ 利用者負担：３割＋実費
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	栄養いきいき訪問	・ 管理栄養士による訪問栄養食事指導を提供 ・ 三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託 ・ 利用者負担：１割
	お口いきいき訪問	・ 歯科衛生士による訪問口腔ケアを提供 ・ 三重県歯科衛生士会桑名支部に委託 ・ 利用者負担：１割
訪問型サービスD (移動支援)	「通いの場」応援隊	・ シルバーサロン等の利用者の自宅とサロン間の移送 ・ サロン等を運営する住民による支援に介護支援ボランティア制度を適用
通所介護	通所介護	・ 現行の介護予防通所介護と同様 ・ 現行のサービスを提供する事業所みなし指定（３年間） ・ 利用者負担：１割
通所型サービスB (住民主体による支援)	シルバーサロン	・ 茶話会などの地域住民が相互に交流する機会を提供 ・ 「宅老所」「ふれあいサロン」「まめじゃ会」に助成 ・ 利用者負担：実費
	健康・ケア教室	・ 医療・介護専門職等が通所による運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室を開催 ・ 既存のサービスを提供する指定事業所等に助成 ・ 利用者負担：実費
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	くらしいきいき教室	・ 医療・介護専門職が送迎を伴う通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ提供 ・ 通所介護、認知症対応通所介護等を提供する事業所を対象として公募により指定 ・ 利用者負担：１割

「現行相当訪問介護」〈未定稿〉

サービス内容	現行の予防訪問介護に準ずる
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービス」 現行相当訪問介護
ケアマネジメント 個別援助計画 地域生活応援会議	ケアマネジメントA 原則的に作成 A型 (注) 桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」「A型地域生活応援会議」(仮称))を開催。
サービス利用調整	現行の訪問介護と同様
サービス提供主体	現行のサービス提供事業所 (みなし指定を受ける指定予防通所介護事業所)
サービス単価	現行の予防訪問介護に準ずる
利用者負担	単価の1割 一定所得以上の場合は2割
備 考	給付管理対象

『えぷろんサービス』(仮称)〈未定稿〉

サービス内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」(仮称)等を修了した会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を週1回程度提供。 (注) 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。これに対し、「えぷろんサービス」(仮称)は、訪問介護員以外の者によって提供されることが可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
サービス種別 サービス事業名	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
ケアマネジメント 個別援助計画 生活応援会議	ケアマネジメントB 必要に応じて作成 B型 (注)それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」(「B型地域生活応援会議」(仮称))を開催。
サービス利用調整	シルバー人材センターへ連絡(22-0468)
サービス単 価	1,000円/時間 1回
利用者負担	単価の3割及び実費
備 考	給付管理対象外

『おいしく食べよう訪問』（仮称）〈未定稿〉

サービス内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、食生活改善を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」（仮称）等を修了した食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
ケアマネジメント 個別援助計画 生活応援会議	ケアマネジメントC（注）初回のみのケアマネジメント 必要に応じて作成 なし
サービス利用調整	食生活改善推進員の桑名・多度・長島各支部長へ連絡
サービス単価	1,200円／回（3回まで）
利用者負担	単価の3割＋実費
備 考	給付管理対象外

『栄養いきいき訪問』（仮称）〈未定稿〉

サービス内容	三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」
ケアマネジメント 個別援助計画 地域生活応援会議	ケアマネジメントB 必要に応じて作成 B型 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」(仮称))
サービス利用調整	地域活動栄養士会担当者へ電話
サービス単価	初回 6,000円／回 2～6回目 4,000円／月
利用者負担	単価の1割＋実費
備 考	給付管理対象外

『お口いきいき訪問』（仮称）〈未定稿〉

サービス内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、 口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、 歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」
ケアマネジメント 個別援助計画 地域生活応援会議	ケアマネジメントB 必要に応じて作成 B型
サービス利用窓口	歯科衛生士会に連絡
サービス単価	初回 6,000円／回 2・3回目 4,000円／月
利用者負担	単価の1割＋実費
備 考	給付管理対象外

『通いの場応援隊』(仮称)〈未定稿〉

サービス内容	○ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」(仮称)の利用のための移動支援を提供。 ○ 具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスD(移動支援)」
ケアマネジメント 個別援助計画 地域生活応援会議	ケアマネジメントC 必要に応じて作成 なし
サービス利用調整	各シルバーサロンへ相談
サービス単価	介護支援ボランティア制度活用 (利用者負担:実費)
備 考	給付管理対象外
	※シルバーサロン(宅老所・まめじゃ会・ふれあいサロン)

『現行相当通所介護』（仮称）〈未定稿〉

サービス内容	現行の予防通所介護と同様
対象者	介護予防・生活支援サービス事業 要支援者及び基本チェックリスト該当者
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービス」 現行相当通所介護
ケアマネジメント 個別援助計画 生活応援会議	ケアマネジメントA 原則的に作成 A型
サービス利用調整	現行の予防通所介護と同様
サービス提供主体	現行のサービス提供事業所 (みなし指定を受ける指定予防通所介護事業所)
サービス単価	現行の予防通所介護を準用
利用者負担	単価の1割 一定所得以上の場合は2割
備 考	給付管理対象

『シルバーサロン』（仮称）〈未定稿〉

サービス内容	○ 旧桑名市の「宅老所」（「移動宅老所」を含む。）において、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民が相互に交流する機会を提供する サービスについて、実績に応じて助成。 ○ 旧長島町の「まめじゃ会」及び旧多度町の「ふれあいサロン」についても、旧桑名市の「宅老所」とおおむね同様な取扱い。
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスB（住民主体による支援）」
ケアマネジメント 個別援助計画 地域生活応援会議	ケアマネジメントC 必要に応じて作成 なし
サービス利用調整	宅老所＝各宅老所の開所日に電話をするか、直接行ってください。 まめじゃ会＝長島社協（地域福祉担当）に連絡を入れてください。 ふれあいサロン＝調整中（今後リストの公表予定）
利用者負担	実費
助成金	① 月間の1～4回目：3,500円／回 （「移動宅老所」にあっては、1,750円／回） ② 月間の5回目以降：1,750円／回
備 考	給付管理対象外

『健康・ケア教室』（仮称）〈未定稿〉

サービス内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を受けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民が相互に交流する機会を提供。
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB（住民主体による支援）」
ケアマネジメント 個別援助計画 地域生活応援会議	ケアマネジメントC 必要に応じて作成 なし
サービス利用調整	各事業所（登録事業所リスト公表予定）
利用者負担	実費のみ
助成金	週1回以上、かつ、月30人以上（平成27年度に限り、月20人以上） で20,000円／月
備 考	給付管理対象外

『くらしいきいき教室』（仮称）〈未定稿〉

サービス内容	① リハビリテーション専門職によるアセスメント及びモニタリングに対する関与 ② 6月を限度とするサービスの提供 i 週1回以上の送迎を伴う通所による医療・介護専門職等の機能回復訓練等 （注）「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。 ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等
サービス種別 サービス事業名	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」
ケアマネジメント 個別援助計画 地域生活応援会議	ケアマネジメントA 個別サービス計画を作成。 A型
サービス利用調整	指定を受けた各事業所へ（指定後、事業所のリストの公表予定）
単価	1～3か月22,000円／人・月 4～6か月21,000円／人・月 元気アップ交付金 事業所18,000円 対象者2,000円 担当介護支援専門員 3,000円 （一定の条件をクリアした場合）
利用者負担	単価の1割
備 考	給付管理対象

「介護予防ケアマネジメント」(1) <未定稿>

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
対象者	次のサービスを利用する 高齢者 ① 従前の 介護予防訪問介護に 相当する訪問型サービス ② 従前の 介護予防通所介護に 相当する通所型サービス ③ 「くらしいきいき教室」 (仮称)	次のサービスしか利用し ない高齢者 ① 「えぷろんサービス」 (仮称) ② 「栄養いきいき訪問」 (仮称) ③ 「お口いきいき訪問」 (仮称)	介護保険を「卒業」して 地域活動に「デビュー」する 高齢者
実施 機関	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

「介護予防ケアマネジメント」(2) <未定稿>

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
手続	アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」 (「A型地域生活応援会議」 (仮称))を開催。	アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」 (仮称))を開催。	「元気アップ計画書」 (仮称)を交付。
サービス 単価	① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%	① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%	1,500円／月 (1月に限る。)

市町村特別給付(平成27年7月以降開始予定)(案)

サービス種類	サービス内容	対象者
おむつ助成サービス	・介護支援専門員等からの申請 ・月額6,000円のおむつ補助券を支給 ・利用者負担: 1割	在宅の要介護4、5の方
訪問理美容サービス	・介護支援専門員等からの申請 ・1年に3枚の理美容券を支給 ・利用者負担: 5割	在宅の要介護4、5の方
通院等乗降介助サービス	・介護支援専門員等からの申請 ・退院後の在宅復帰を支援するための通院の介助 ・利用者負担: 1割	新規申請、変更申請で要支援1、2と認定された退院後の方 要介護から要支援に認定変更になった方
くらしいきいき教室	・サービス導入時は地域生活応援会議にかける ・医療・介護専門職が送迎を伴う通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ提供 ・通所介護、認知症対応通所介護等を提供する事業所を対象として公募により指定 ・利用者負担: 1割	在宅の要介護1～5の方
栄養いきいき訪問	・サービス導入時は地域生活応援会議にかける ・管理栄養士による訪問栄養食事指導を提供 ・三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託 ・利用者負担: 1割	在宅の要介護1～5の方
お口いきいき訪問	・サービス導入時は地域生活応援会議にかける ・歯科衛生士による訪問口腔ケアを提供 ・三重県歯科衛生士会桑名支部に委託 ・利用者負担: 1割	在宅の要介護1～5の方

市町村特別給付 おむつ助成サービス(仮称)〈未定稿〉

サービス内容	「紙おむつ等引換券」の交付
対象者	在宅(※1)の要介護5・4の認定者
サービス利用	担当介護支援専門員より介護・高齢福祉課に申請書提出 ※認定調査票、主治医意見書等の資料により妥当性を審査
単 価	6,000円
利用者負担	単価の一割負担（薬局にて1割分を現金で支払う）
備 考	○ 一般社団法人桑名地区薬剤師会会員又は社団法人三重県医薬品登録販売者協会桑名支部会員で登録された事業者でのみ使用することができる。 ○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと ①介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム ②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設 ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく、共同生活援助又は施設。 ○平成27年7月から事業開始予定。

市町村特別給付 訪問理美容サービス(仮称)〈未定稿〉

サービス内容	「訪問理美容サービス利用券」の交付
対象者	在宅(※1)の要介護5・4の認定者
サービス利用	担当介護支援専門員より介護・高齢福祉課に申請書提出
単 価	5,000円
利用者負担	単価の5割負担
備 考	○ 三重県理容生活衛生同業組合桑名支部会員又は三重県美容業生活衛生同業組合桑名支部会員で登録された事業者のみで利用できる。 ○ ※1とは下記の施設の利用がない状態のこと ①介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム ②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設 ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく、共同生活援助又は施設。 ○ 平成27年7月から事業開始予定。

市町村特別給付 通院等乗降介助サービス(仮称)〈未定稿〉

サービス内容 対象者	次に掲げる場合における在宅(※1)の要支援認定者に対する通院乗降介助 ① 退院の場合(6か月以内に限る。) ② 要介護から要支援への認定の変更の場合(6か月以内に限る。)
サービス利用	担当介護支援専門員より介護・高齢福祉課に申請書及び必要書類等の提出
単 価	介護給付の通院等乗降介助を準用
利用者負担	単価の3割負担＋実費
備 考	○ 実施事業所については自家用有償旅客運送の登録 又は自家用自動車の有償運送の許可を受けた指定訪問介護事業者を想定。 ○ ※1とは下記の施設の利用がない状態のこと 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 ○ 平成27年7月から事業開始予定。

市町村特別給付 栄養いきいきサービス(仮称)〈未定稿〉

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	サービス利用に際しては『地域生活応援会議』の意見を反映すること
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
備 考	○ ※1とは下記の施設の利用がない状態のこと ①介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 ○ 平成27年7月から事業開始予定。

市町村特別給付 お口いきいきサービス(仮称)〈未定稿〉

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『お口いきいき訪問』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	サービス利用に際しては『地域生活応援会議』の意見を反映すること
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『お口いきいき訪問』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『お口いきいき訪問』準用
備 考	○ ※1とは下記の施設の利用がない状態のこと 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 ○ 平成27年7月から事業開始予定。

市町村特別給付 うれしいいきいき教室(仮称)〈未定稿〉

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『うれしいいきいき教室』準用
対象者	在宅 ^(※1) の要介護1～5の認定者
サービス利用	サービス利用に際しては『地域生活応援会議』の意見を反映すること
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『うれしいいきいき教室』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『うれしいいきいき教室』準用
備 考	○ ※1とは下記の施設の利用がない状態のこと ①介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 ○ 平成27年7月から事業開始予定。

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)への移行について

総合事業への移行する時期の考え方

総合事業へ完全移行

H27. 4. 1

H27. 5. 1

H28. 3. 1

H28. 4. 1

認定有効期間

～H27.3.31

H27.4.1～新規利用

総合事業利用（現行相当訪問介護・現行相当通所介護）

認定有効期間

～H27.4.30

予防給付利用
（予防訪問介護
・予防通所介護）

総合事業利用

認定有効期間

～H28.2.28

予防給付利用

総合事業利用

予防給付有効期間の満了後に総合事業利用へ順次移行。

認定有効期間

～H28.3.31

予防給付利用

総合事業利用

※3月中に新規で要支援認定を受けた方

※要支援認定の有効期間は最大12ヵ月と想定。

※予防給付の有効期間内に総合事業サービスの併用は原則的にできない。

ただし、住民主体の通いの場（通所型サービスB等）への利用は妨げない。

予防給付と総合事業サービス利用の考え方(1)

例 1

27.4.1
チェックリスト実施
新規総合事業認定

総合事業
現行相当通所介護

地域生活 応援会議	サービス提供 事業者	ケアマネジメント機関	備考
A型	国保連へ請求	4/1～ ○要給付管理 ○総合事業介護予防 ケアマネジメントA ○市へ請求 (委託の場合は地域包 括経由)	

例 2

認定有効期間
～27.6.30

支援1・2

27.7.1～
チェックリスト実施
新規総合事業認定

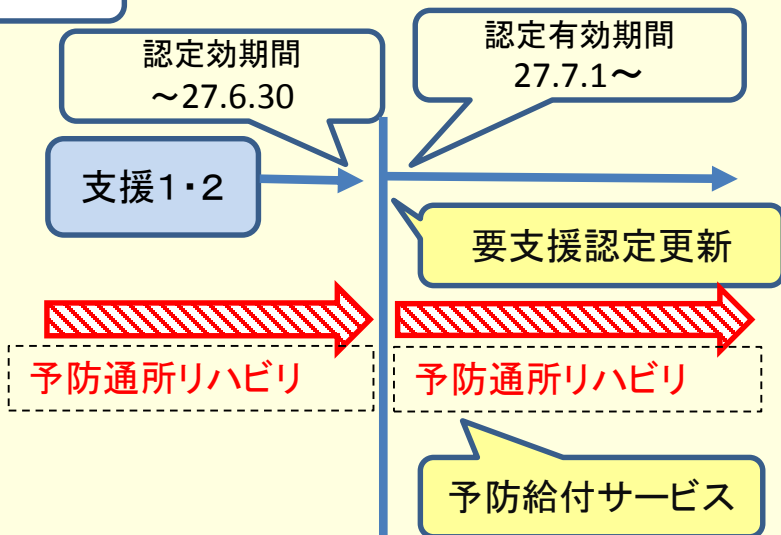
給付
予防通所介護
予防訪問介護

総合事業
現行相当通所介護
現行相当訪問介護

地域生活 応援会議	サービス提供 事業者	ケアマネジメント機関	備考
なし	国保連へ請求	7/1～ ○要給付管理 ○総合事業介護予防 ケアマネジメントA ○市へ請求 (委託の場合は地域包 括経由)	

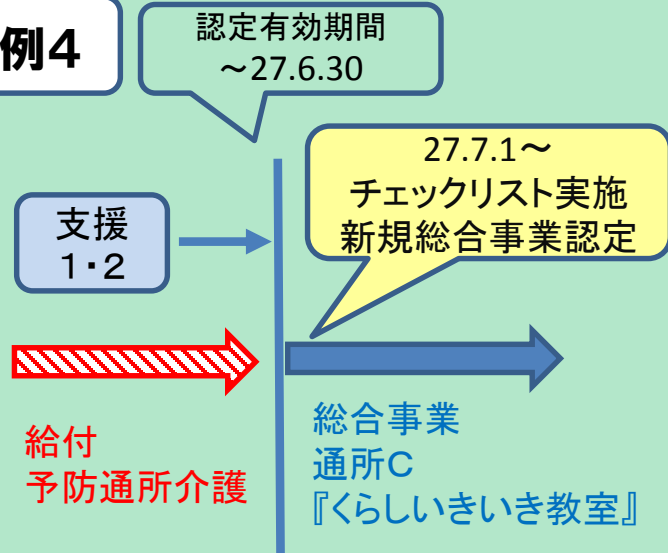
予防給付と総合事業サービス利用の考え方(2)

例3



地域生活 応援会議	サービス提供 事業者	ケアマネジメント機関	備考
なし	国保連へ請求	7/1~ ○要給付管理 ○介護予防支援 (予防給付サービス利用のため) ○国保連へ請求 (委託の場合は地域包括経由)	

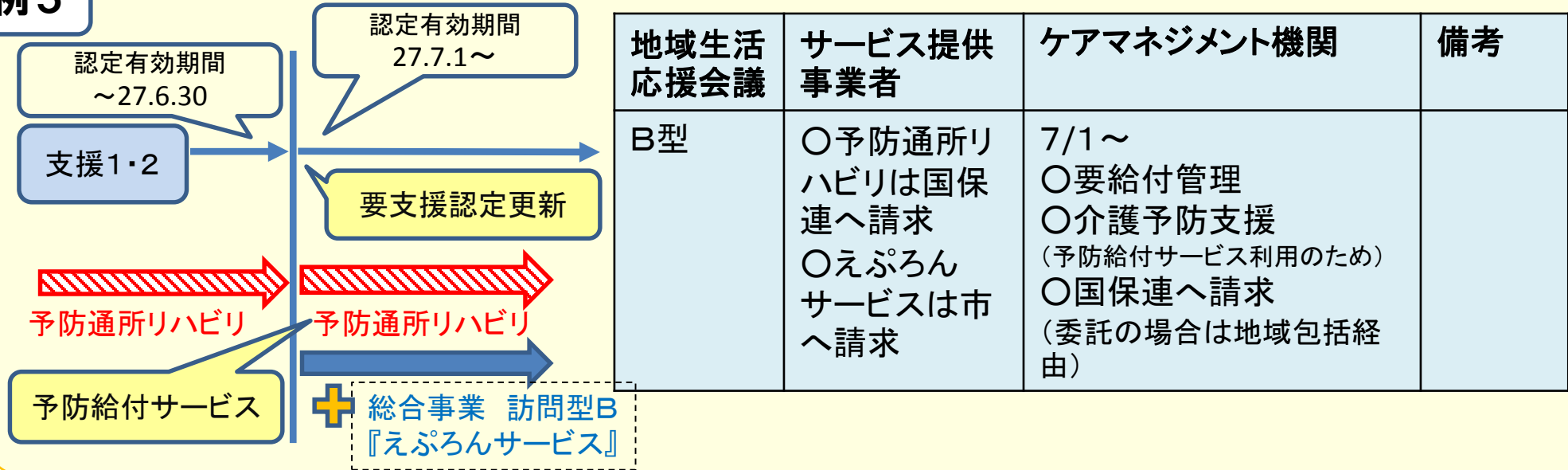
例4



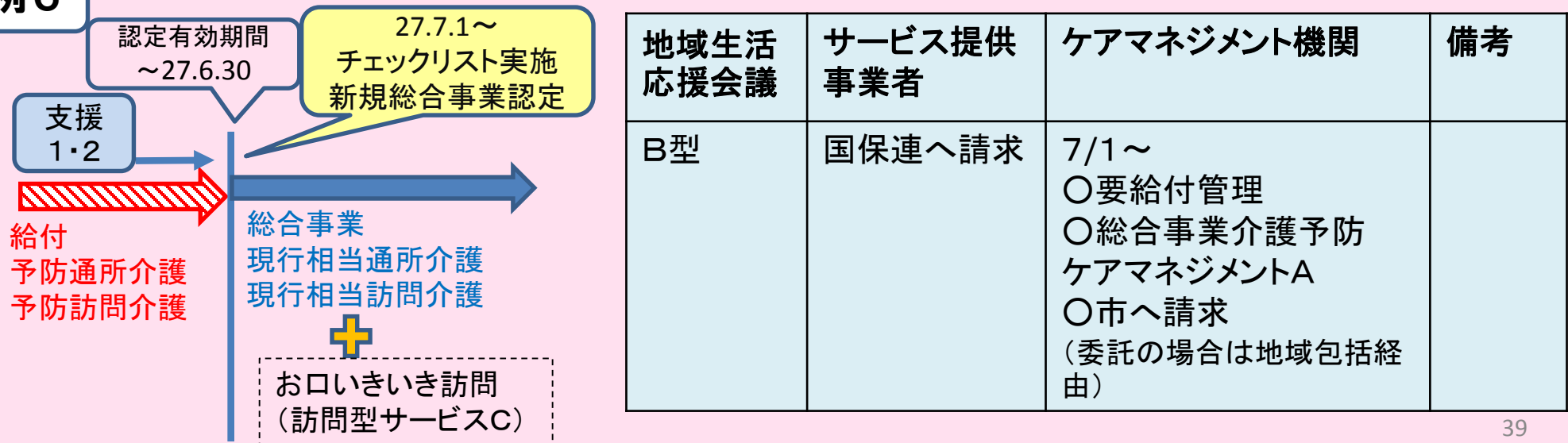
地域生活 応援会議	サービス提供 事業者	ケアマネジメント機関	備考
A型	国保連へ請求	7/1~ ○要給付管理 ○総合事業介護予防 ケアマネジメントA ○市へ請求 (委託の場合は地域包括経由)	

予防給付と総合事業サービス利用の考え方(3)

例5



例6

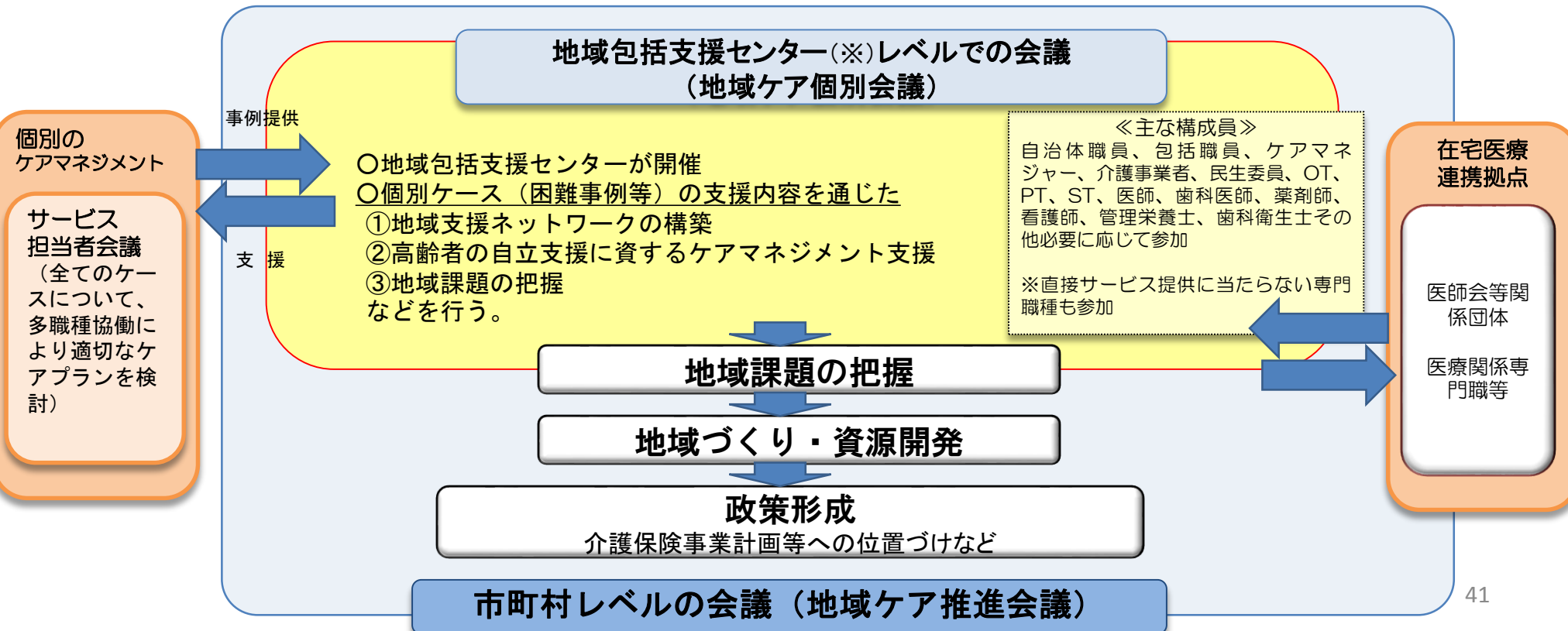


地域生活応援会議

地域ケア会議の推進

- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。

・地域包括支援センターの箇所数:4,328ヶ所(センター・ブランチ・サブセンター合計7,072ヶ所)(平成24年4月末現在)
・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



多職種協働によるケアマネジメント

介護保険を
『卒業』して
地域活動に
『デビュー』する



セルフマネジメント

高齢者
(介護保険の被保険者)
及びその家族



住み慣れた
環境で
生き生きと
暮らし続ける

介護予防に資する
ケアマネジメント

在宅生活の限界点を
高めるケアマネジメント

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅サービス

施設サービス

「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」

「サービス担当者会議」

介護支援専門員
(ケアマネージャー)

連携



サービス事業所
(医療、介護、予防、
日常生活支援等)

多職種協働での支援

保健師

社会福祉士

主任介護支援専門員



薬剤師等

管理栄養士

理学療法士

歯科衛生士

「地域包括支援センター長会議」等

地域包括支援センター
(市の委託を受けた準公的機関)



連携

市
(介護保険の保険者)

【参考1】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」



「清潔を保持したい」



「通所介護で
入浴する」



いつまでも
独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」



「左片麻痺によるバランス不安定で
浴槽をまたげない」



「通所介護で足を
持ち上げる動作を指導して
浴槽をまたげるようにする」



独りで
入浴できるようになる

できないことをできるようにするケア

【参考2】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで掃除できない」



「部屋の清潔を保持したい」



「訪問介護で
掃除してもらう」



いつまでも
独りで掃除できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで掃除できないのか」



「片麻痺により、掃除機を上手く
扱うことができない」



「通所介護で運動指導を受け
楽に掃除機を扱えるようになる動作を身に着
ける」→「それを受け、自宅でも訪問介護で同
じような動作ができるよう指導を受ける」
もしくは「軽い掃除機を使いながら、
できる範囲は自分で行う」



独りで掃除機がかけられる

できないことをできるようにするケア

「地域生活応援会議」を通じたケアマネジメントの基本的な流れ

- ① 市において、高齢者に対し、要支援等と認定。
- ② 介護支援専門員及びサービス事業所において、高齢者及びその家族に対し、アセスメントを実施。
- ③ 介護支援専門員において、介護予防サービス計画等の案を作成。
- ④ 市及び地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員及びサービス事業所の参加を得て、「地域生活応援会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画等の案について、必要な見直しを検討。
- ⑤ 介護支援専門員において、地域包括支援センターと協議し、必要に応じて介護予防サービス計画等の案を修正。
- ⑥ サービス事業所において、介護支援専門員を通じて地域包括支援センターと協議し、個別サービス計画等の案を作成。
- ⑦ 介護支援専門員及びサービス事業所において、高齢者及びその家族の参加を得て、「サービス担当者会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画、個別サービス計画等の案について、趣旨及び内容を高齢者及びその家族に説明。
(注) 必要に応じ、市及び地域包括支援センターが介護支援専門員及びサービス事業所を支援。
- ⑧ 地域包括支援センターより、市に対し、介護予防サービス計画、個別サービス計画等を提出。
- ⑨ サービス事業所において、高齢者に対し、サービスを提供。

「地域包括ケアシステム」の構築は 「地方分権の試金石」と称された 介護保険制度の創設に匹敵する困難な作業です。

桑名市市章

水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。

円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市 イメージキャラクター 「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。

洋服の三本線は、木曾三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、
「オール桑名」で一步一步着実に取り組みましょう。